

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管課 危機管理防災課

法令名	武器等製造法	法令の番号	昭和28年法律第145号				
不利益処分の種類	猟銃等の製造又は販売事業の許可の取消又は停止命令	根拠条項	第20条				
処分基準	法第15条（許可の取消等）各号の一に該当しているとき。						
対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	危機管理防災課	交付機関	危機管理防災課	目次NO	52～